

「高齢運転者による交通事故防止対策について」(交通対策本部決定) に基づく30年度中の取組状況に関するフォローアップ(概要)

平成31年4月24日
高齢運転者交通事故防止対策
ワーキングチーム

1. 改正道路交通法の円滑な施行

医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化～協力医師約6,600人を確保(30年末現在)～
認知症早期診断・対応に向け、警察(一部府県)と地方公共団体福祉部局との情報提供制度の運用等を実施

2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備

介護・福祉と関連した輸送サービスの制度整理のためのパンフレットの改訂に取組む等、介護サービスと輸送サービスの連携強化を推進

地方公共団体及び運送事業者と連携したマイナンバーカードを活用した公共交通の割引料金計算、精算等の自動化について一部市町村で実運用開始

3. 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策

(1) 有識者会議の提言を踏まえた今後の方策

運転適性相談窓口の役割を拡充し、安全運転の助言等を実施・運転免許証を自主返納しやすい環境の整備
運転リスクが特に高い者への実車試験・限定免許制度の導入の可否等についての調査研究を実施

(2) 「安全運転サポート車」(サポカーS)の普及啓発

サポカーSの広報活動・体験機会等の拡充(「サポカーポータルサイト」におけるコンテンツの充実等)

衝突被害軽減ブレーキについて、我が国が国際基準化を主導し、今年6月に国連で国際基準が採択される見込み。併せて、乗用車を対象とした性能認定制度を創設。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、自動車アセスメントにおける評価開始

(3) 高速道路における逆走対策の一層の推進

新たな逆走対策技術について現地展開を開始

(4) 普及啓発の推進

新たに「高齢運転者交通安全推進事業講習会」を実施

<今後に向けて>

「平成32年までに200人以下」との目標達成に向け、人的要因として操作不適が多い等の最近の高齢運転者による交通事故の特性等を踏まえつつ、政府一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を更に推進、継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況を踏まえワーキングチームを開催

【数値目標】 80歳以上の高齢運転者による事故死者数 32年までに200人以下

平成30年中の事故死者数は266人 (平成29年中は242人)